

■ 入院時食事療養費

入院時食事療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士の管理の下に適時（夕食については午後 6 時）適温で提供しております。

入院中の食事についてご負担いただく金額は次のとおりです。（なお、この負担額は高額療養費制度の対象にはなりません。）

➤ 保険適用の場合 1 食につき 510 円

ただし、次に該当する場合はそれぞれ以下の金額に減額されます。

① 町村民税非課税世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けている場合	1 食 240 円
② ①かつ、過去 1 年間の入院日数が 90 日を超えている場合	1 食 190 円
③ 市町村民税非課税世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受給している場合	1 食 110 円

- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、ご提示ください。